

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 我が社の脱炭素経営促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)及び秋田県生活環境部温暖化対策課関係補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、県内中小事業者が自社の事業活動の脱炭素化を進めるためにデジタル技術を用いて二酸化炭素排出量等を算定する可視化サービス(以下「可視化サービス」という。)を活用する取組及び環境省が脱炭素アドバイザー資格制度認定ガイドラインに基づいて認定した脱炭素に関わる民間資格(以下「脱炭素アドバイザー資格」という。)の従業員等による取得を後押しする取組を支援することにより、県内における中小事業者の脱炭素経営への転換促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「中小事業者」とは、「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- 一 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。
 - 二 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。
 - 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの。
- 2 この要領において、「大企業」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者以外のもの(会社及び個人に限る。)であつて事業を営む者をいう。
 - 3 この要領で、「金融機関」とは、秋田県内に本社若しくは本店又は支店等を有する金融機関をいう。
 - 4 この要領で、「宣言登録者」とは、「あきたゼロカーボンアクション宣言」実施要綱第5条第1項の規定により知事が登録した法人又は個人事業主をいう。
 - 5 この要領で、「主たる事業所」とは、他の場所に同一経営の本社若しくは本店又は支社若しくは支店を持たない単独事業所並びに本社及び本店に該当する事業所をいう。
 - 6 この要領で、「従業員等」とは、常勤役員及び期間の定めがない雇用契約で雇用されている従業員をいう。

7 この要領で、「二酸化炭素排出量等」とは、二酸化炭素に代表される温室効果ガス全般の排出量をいう。

(補助金の対象となる者)

第4条 本補助金の対象となる者は、県内に主たる事業所を有する宣言登録者である中小事業者であって、次の各号に該当しない者とする。

- 一 国税及び地方税に未納がある事業者
- 二 秋田県暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団又は暴力団員等と関わりのある事業者
- 三 補助金等交付申請日、又は補助金等交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申し立てがなされている事業者
- 四 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者
- 五 政治活動及び宗教活動を行う事業者

(補助金の対象となる経費等)

第5条 本補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業のうち国、県、市町村等が実施する他の補助金等の採択を受けていないものとし、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は別表1のとおりとする。

- 一 可視化サービスの新規導入・利用
事業活動による二酸化炭素排出量等の削減を目的として、新たに可視化サービスを導入し、事業活動における二酸化炭素排出量等の把握及びデータ蓄積を行う取組
- 二 脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援
自社の事業活動の脱炭素化を進めるための人材の確保又は育成を目的として、従業員等が脱炭素アドバイザー資格を取得した際に、その取得に要した経費の全部又は一部を負担する取組

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金を申請する者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める期間内に、交付要綱第2に規定する補助金等交付申請書(交付要綱様式第1号)に別表2に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項における書類の提出先は秋田県生活環境部温暖化対策課とする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、提出された前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる時は必要な条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)

は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ交付要綱第3第2項に規定する交付条件等変更承認申請書(交付要綱様式第4号)に別表3に定める書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 一 補助対象経費の額の変更(ただし、交付決定額の変更を伴わない交付要綱別表2に掲げる軽微な変更は除く。)
- 二 補助事業の内容の変更(ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。)
- 三 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 知事は、前項に規定する申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める時は必要な条件を付して承認を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、交付要綱第6に規定する補助事業等実績報告書(交付要綱様式第10号)に別表4に定める書類を添えて提出するものとする。

(額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する書類の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により交付すべき補助金の交付額を確定し、補助事業者はその旨を通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条により通知を受けた補助事業者は、交付要綱第7第1項の規定により、額が確定した補助金を請求することができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第8条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法令、規則又は交付要綱若しくは本実施要領に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助金を他の用途に使用した場合
 - 三 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
 - 四 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 六 補助事業者(その役員を含む。)が、秋田県暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合
- 2 前項の規定は、第10条第1項に規定する補助金の額の確定があった後において

でも適用する。

- 3 知事は、第1項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を最後の交付決定があった日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(協議)

第15条 補助事業者は、自らの責めに帰さない理由により、補助事業の遂行に支障が生じた場合は、その取扱いについて、知事と協議し、承認を得なければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

事業区分	補助対象経費	補助率	補助 限度額	補助 対象期間
可視化サービスの新規導入・利用	<p>補助対象期間内に新たに導入し、利用した可視化サービスの月額使用料(消費税及び地方消費税の額は除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 可視化サービスは、金融機関と提携する事業者が提供する、又は金融機関が自社で提供するものに限る。 2 導入に係る初期費用は対象外とする。 3 年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料相当額を対象とする。 4 無料期間など、月額料金が発生しない期間がある場合は、当該期間を除いて補助金を算定する。 	10/10(10千円/月)以内	60千円/社	第7条の規定に基づく交付決定通知があった日から、補助事業者が事業実施計画の完了の日とした日又は令和7年2月28日のいずれか早い日
脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援	<p>従業員等が脱炭素アドバイザー資格を取得した際に負担した経費のうち、次に掲げるもの(消費税及び地方消費税の額は除く。)。なお、1人当たり1種類の資格取得に要した経費を対象とし、1社当たり2人分まで申請可能とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 脱炭素アドバイザー資格の受験料 2 脱炭素アドバイザー資格の登録料 3 脱炭素アドバイザー資格の受験又は登録に関し、実施機関が推奨する講座又はセミナー(WEBセミナーを含む)の受講料(同一の講座又はセミナーは、原則として1人当たり1回までを対象とする。) 4 前号の講座又はセミナーを受講する当たり、実施機関から推奨されているテキスト(ファイルデータを含む)の購入費(同一のテキストは、原則として1人当たり1冊までを対象とする。) 	補助対象経費の1/2以内	20千円/社	

別表2

添付を要する書類	内容等
事業実施計画承認等申請書(様式第1号)	交付要綱第2第2項第1号に定める事業実施計画書及び同項第2号に定める収支予算書に代える。
その他知事が必要と認める書類	本表に定めるもののほか、事業内容及び事業費を確認するために必要となる書類又は電子データ

別表3

添付を要する書類	内容等
事業実施計画承認等申請書(様式第1号)	交付要綱第2第2項第1号に定める事業実施計画書及び同項第2号に定める収支予算書に代える。
その他知事が必要と認める書類	本表に定めるもののほか、変更内容及び事業費を確認するために必要となる書類又は電子データ

別表4

添付を要する書類	内容等				
事業実施計画承認等申請書(様式第1号)	交付要綱第6第2項第1号に定める収支精算書及び同項第2号に定める書類に代える。				
債権者登録票(様式第2号)					
実績確認に必要な書類	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>可視化サービスの新規導入・活用</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用期間及び使用料の支払い額を確認できる書類(領収書や振込票の写し等) 2 利用期間中に把握した二酸化炭素排出量等を明らかにする書類又は電子データ </td> </tr> <tr> <td>脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 支援した従業員等が脱炭素アドバイザー資格を取得したことを証明する書類 2 補助事業者が従業員等の取得経費を負担した事実を確認できる書類 3 補助事業者が負担した取得経費の内訳を明らかにする書類 4 支援した従業員等の在職を確認できる書類の写し 5 支援した従業員等の雇用形態を確認できる書類の写し </td> </tr> </tbody> </table>	可視化サービスの新規導入・活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用期間及び使用料の支払い額を確認できる書類(領収書や振込票の写し等) 2 利用期間中に把握した二酸化炭素排出量等を明らかにする書類又は電子データ 	脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援した従業員等が脱炭素アドバイザー資格を取得したことを証明する書類 2 補助事業者が従業員等の取得経費を負担した事実を確認できる書類 3 補助事業者が負担した取得経費の内訳を明らかにする書類 4 支援した従業員等の在職を確認できる書類の写し 5 支援した従業員等の雇用形態を確認できる書類の写し
可視化サービスの新規導入・活用	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用期間及び使用料の支払い額を確認できる書類(領収書や振込票の写し等) 2 利用期間中に把握した二酸化炭素排出量等を明らかにする書類又は電子データ 				
脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援した従業員等が脱炭素アドバイザー資格を取得したことを証明する書類 2 補助事業者が従業員等の取得経費を負担した事実を確認できる書類 3 補助事業者が負担した取得経費の内訳を明らかにする書類 4 支援した従業員等の在職を確認できる書類の写し 5 支援した従業員等の雇用形態を確認できる書類の写し 				
その他知事が必要と認める書類	本表に定めるもののほか、事業実績を確認するために必要となる書類又は電子データ				

年 月 日

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金

事業実施計画承認等申請書

秋田県知事 へ

(申請書)

事業者名

代表者職氏名

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金実施要領の規定により、次のとおり申請します。

- 交付申請(実施要領第6条)
- 変更承認申請(実施要領第8条)
- 実績報告(実施要領第9条)

申請担当者

担当者の氏名	
担当者の所属部署等	
担当者の電話番号	
担当者のメールアドレス	

※交付要綱様式第1号の5、交付要綱様式第4号の6、交付要綱様式第10号の9に記入した担当者と同じ場合は省略可能です。

1 事業実施計画

実施する事業の内容(次の(1)から(4)まで)を記入してください。

(なお、変更申請及び実績報告の場合は、変更又は実績の内容を()で囲み、当初の実施計画の内容と比較できるように記入してください。)

(1) 補助事業を実施する期間	交付決定日 から 令和 年 月 日 ()
(2) 実施する事業の内容 実施する事業メニューのチェックボックスを選択の上、内容を記入してください。	
<input type="checkbox"/> ①可視化サービスの新規導入・利用	
A 可視化サービスと利用するプランの名称	()
B 事業費①(消費税及び地方消費税を含む) 《算定式》税込みの月額使用料×補助事業を実施する期間内の利用月数	円 ()
C 補助金交付申請額①(千円未満切り捨て) 《算定式》 a. 事業費①の税抜き金額が6万円未満 → 事業費①の税抜き金額の全額 b. 事業費①の税抜き金額が6万円以上 → 6万円〔上限額〕	円 ()
<input type="checkbox"/> ②脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援	
A 支援対象とする脱炭素アドバイザー資格の名称及び認定レベル	()
B 支援対象とする従業員等の人数 ※補助金を申請できるのは最大2名分まで	人 ()
C 支援(負担)する取得経費 ※受講料と教材料は、資格の受験又は登録に関し、実施機関が推奨するものに限りま。	<input type="checkbox"/> 受験料 <input type="checkbox"/> 登録料 <input type="checkbox"/> 受講料※ <input type="checkbox"/> 教材料※ } [変更又は実績用 <input type="checkbox"/> 受験料 <input type="checkbox"/> 登録料 <input type="checkbox"/> 受講料※ <input type="checkbox"/> 教材料※
D 事業費②(消費税及び地方消費税を含む) 《算定式》負担する取得経費の積上げ	円 ()
補助金交付申請額②(千円未満切り捨て) 《算定式》事業費②の税抜き金額×1/2 ※ただし、2万円を上限額とする。	円 ()
(3) 総事業費 (事業費①と②の合計)	円 ()
(4) 補助交付申請額の総額 (補助金交付申請額①と②の合計)	円 ()

2 収支計画(兼収支決算)

- ① 交付申請の場合、収入と支出の予算額を記入ください。
- ② 変更承認申請の場合、決定を受けた予算額の下に()額で変更後の金額を記入ください。
- ③ 実績報告の場合、決定を受けた予算額と決算額を記入ください。

【収入の部】

(単位:円)

区分	予算額 (変更後の額)	決算額	差引増減額		摘要
			増	減	
県補助金	()				
自己資金	()				
借入金	()				
その他収入	()				
	()				
合 計					

【支出の部】

(単位:円)

区分	予算額 (変更後の額)	決算額	差引増減額		摘要
			増	減	
可視化サービスの 使用料					
受験料					
登録料					
講座又はセミナー 受講料					
テキスト等購入費					
合 計					

※交付申請と変更承認申請の場合は、見積書等の事業費を確認できる書類を添付してください。

実績報告の場合は、領収書の写し等の支払い実績を確認できる書類を添付してください。

3 脱炭素経営への転換に向けた課題と事業実施により期待する効果

自社の事業活動の脱炭素化に向けた現段階での取組スケジュールと取組を進めていく上での不安や課題、本事業(可視化サービスの活用、脱炭素アドバイザー資格取得者の確保)の実施により期待する効果等を記入してください。

なお、別紙として説明資料を添付する場合は、ここへの記入は不要です。

4 交付申請に当たっての誓約事項

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金の交付申請を行うに当たり、次の(1)と(2)を確認の上、相違ないことを誓約してください(下記のチェックボックスを選択してください)。

(1) 次のいずれにも該当しません。

ア 大企業(中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者以外のもの。)又は次の①から③に該当する者

- ① 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。
- ② 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの。

イ 暴力団(秋田県暴力団排除条例(平成23年3月14日秋田県条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 国税及び地方税に未納がある者

ク 破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申し立て中である者

ケ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う者

コ 政治活動及び宗教活動を行う者

(2) 申請内容は、交付要綱の規定に基づき、事実に相違なく、虚偽が判明した場合には補助金の返還等に応じます。また、必要な場合は申請内容の照会について同意するとともに、審査に必要な指示に従います。



上記(1)と(2)のとおり相違ありません。

